

営業報告書等に関する 商法施行規則改正

制度調査部
横山 淳

【要約】

2005年1月13日、法務省は電子公告制度の導入に伴う法務省令を公布した。

この中では、電子公告制度以外にも営業報告書の記載事項などに関する改正も示されている。

本稿ではその概要を紹介する。

はじめに

2005年1月13日、法務省は電子公告制度に関する次の二つの法務省令を公布した¹²

電子公告に関する規則（新設）

商法施行規則の一部を改正する省令

これらの省令の大部分は、主に2004年6月9日に公布された「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（以下、改正商法）により導入される電子公告制度の細目を定めるものである。ただ、「商法施行規則の一部を改正する省令」（以下、改正商法施行規則）の中には、電子公告制度以外の改正も一部含まれている。

本稿では、今回示された改正商法施行規則のうち、電子公告制度以外の改正内容を紹介する。電子公告制度に関する改正については別稿を参照されたい。

1. 営業報告書の記載事項

改正商法施行規則では、営業報告書の原則的な記載事項について、次のような改正を行うこととしている（改正商法施行規則 103 ）。

¹ 官報第 4011 号に掲載されている。

² 法務省では、今回の改正商法施行規則の原案を、2004年9月14日に公表し、それに対する意見を2004年10月15日まで求めていた。その際に寄せられた意見なども踏まえて、今回、最終的な改正商法施行規則が制定されたのである。なお、最終的な改正商法施行規則は、若干の語句修正などがあるものの、基本的には当初案から大きな変更はない。

改正前	改正後
~ 略	~ 同左
上位7名以上の大株主及びその持株数並びに当該大株主への出資の状況(議決権の比率を含む)	上位7名以上の大株主及びその持株数並びに当該大株主への出資の状況(出資の比率を含む)
~ 略	~ 同左

これは、会社の大株主への出資状況について、従来の「議決権の比率」から、「出資の比率」に変更するものである。

こうした改正を行う趣旨を、法務省は次のように説明している。

現行第103条第1項第7号において、営業報告書の記載事項として、大株主への出資の状況を表す指標である議決権の比率を記載することとされていますが当該比率を算定するには分母となる議決権総数を把握しなければならないところ、これは大株主である法人の決算期における株主等が確定した後でなければ確認できないので、計算書類作成会社における計算書類内定の取締役会では議決権の比率を算定することは困難である等の批判が寄せられていることから、商法施行規則制定以前の計算書類規則における指標であった出資の比率に戻すこととしています

つまり、会社が株主に対して有する「議決権の比率」を算定するためには、大株主(である会社)の議決権総数を把握する必要がある。ところが、例えば、営業報告書を作成している会社とその大株主である会社の決算期が異なる場合などには、議決権総数を把握することが困難な場合がある、との指摘がある³。

今回の改正は、こうした指摘を踏まえたものと思われる。

2. 中間配当限度額の算定方法

2004年6月2日に改正破産法が公布された。それに併せて「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」も同日公布された。いずれも2005年1月1日から施行されている。

その中で商法も一部が改正されており、中間配当限度額の算定方法についても一部修正が行われている(商法293ノ5)。それに伴い改正商法施行規則でも、中間配当限度額の算定の細目について改正が行われている(改正商法施行規則125)。

その結果、「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正商法と今回の改正商法施行規則によって、中間配当限度額の算定方法がどのように変わるのかを示したのが次の図である。

³ 弥永真生「コンメンタール商法施行規則〔改訂版〕」(商事法務、2004年)p.311など。

改正前（商法）		改正後	
中間配当限度額 = 純資産額 - (A+B+C+D) + (E+F+G)		中間配当限度額 = 純資産額 - (A+B+C+D) + (E+F+G+H)	
A	直近期末における資本及び準備金	A	同左
B	直近の定時株主総会で積み立てた利益準備金、及び、その中間配当により積み立てなければならない利益準備金	B	同左
	直近の定時株主総会で決めた配当金・役員賞与等・利益の資本組入額・自己株式取得の取得価額総額（子会社からの買受け、定款授權に基づく取得として取締役会決議を行ったものを含む）	C	同左
D	その他法務省令で定める額（下記）	D	同左
E	当期に取り崩した法定準備金の額（株主への払戻し、 <u>欠損の填補</u> に充てたものを除く）	E	当期に取り崩した法定準備金の額（株主への払戻しに充てたものを除く）
F	当期に取り崩した資本金の額（株主への払戻し、株式の消却、 <u>欠損の填補</u> に充てたものを除く）	F	当期に取り崩した資本金の額（株主への払戻し、株式の消却に充てたものを除く）
-	<u>（新規）</u>	G	<u>直近期末以後、損失処理に関する議案の承認があった場合における法定準備金の使用により欠損の填補に充てた額</u>
G	その他法務省令で定める額（次頁）	H	同左

改正前（商法施行規則）		改正後	
<p>（ D = 中間配当限度額からの控除額 ）</p> <p>イ 直近期末の繰延資産のうち、開業費・研究費・開発費の合計額が、準備金の合計額を超える場合の超過額</p> <p>ロ 直近期末の新株式払込金又は申込期日経過後における新株式払込金の金額</p> <p>ハ 直近期末に資産を時価評価した場合の、時価評価により増加した純資産額</p> <p>ニ 当期に取得した自己株式の価額（定時総会決議に基づく取得、子会社からの買受け、定款授權に基づく取締役会決議による取得を除く）</p> <p>ホ 前期の定時総会決議・取締役会決議（注1）に基づいて、当期に買い受けた自己株式の金額</p> <p>ヘ 分割型の会社分割により減少した純資産額（注2）</p>		<p>（ D = 中間配当限度額からの控除額 ）</p> <p>同左</p>	

改正前（商法施行規則）	改正後
<p style="text-align: center;">（ G = 中間配当限度額への加算額 ）</p> <p>a. <u>当期に取り崩して欠損の填補に充てた資本金・法定準備金の額</u></p> <p>b. <u>会社分割により分割会社から引き継いだ留保利益の額</u></p> <p>c. <u>合併により消滅会社から引き継いだ留保利益の額</u></p>	<p style="text-align: center;">（ H = 中間配当限度額への加算額 ）</p> <p style="text-align: center;">（ <u>削除</u> ）</p> <p>a. 同左</p> <p>b. 同左</p>

（注1）子会社からの取得、定款授権に基づく取締役会決議による取得の場合。

（注2）分割型会社分割の分割会社となった場合。具体的には、次の算式による。

分割型の会社分割により減少した純資産額

= 会社分割により承継させた資産の帳簿価額の合計額 - { 会社分割により承継させた負債の帳簿価額 + 分割会社が株式等の割当を受けた場合の株式等の帳簿価額及び支払を受けた金額 + 会社分割により承継させた資産について直近期末に時価評価している場合の時価評価により増加した純資産額 }

要約すれば、「欠損の填補に充てた資本金・法定準備金の取崩額」が、法律（商法）レベルでは中間配当限度額の算定上加算されることとなる。その代わりに、省令（商法施行規則）レベルでは加算額から除外されることとなる。

その結果、計算の順序が変わるだけで、実質的な中間配当限度額に変更はないものと考えられる⁴。

3 . 監査報告書の署名等

「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（以下、商法特例法）では、大会社（みなし大会社を含む）に対して会計監査人による監査を受けることを義務づけている（商法特例法2）。

監査を行う会計監査人の作成する監査報告書の具体的な記載方法は、法務省令（商法施行規則）に委任されている（商法特例法13）。

これを受けて現行の商法施行規則では、監査報告書の記載方法の詳細を定めているほか、責任の所在を明確化するため、次の者がその資格を記載して署名・押印（電子媒体で作成する場合は電子署名）することを要求している（商法施行規則127～131）。

作成した公認会計士又は監査法人の代表者

（会計監査人が監査法人の場合）その職務を行った社員

今回の改正商法施行規則では、監査報告書が新たに導入される「指定証明」に関するものである場合は、次の者による署名・押印（電子媒体で作成する場合は電子署名）を求めることとしている（改正商法施行規則131ニイ、ニイ）。

⁴ 法務省が公表した「電子公告に関する規則案及び商法施行規則改正案の要点」でも、「（法改正により）商法施行規則第125条第2項第1号による欠損てん補額の加算が不要になりましたので、同号を削ることとしています」と説明している。

指定証明についての指定社員で、その監査の職務を行った者

「指定証明」とは、監査法人がクライアント別に監査証明業務を実施する社員を指定できる制度で 2003 年の公認会計士法改正で導入された⁵。この場合、指定された社員（指定社員）のみが業務執行の権利・義務を有するとともに、監査法人を代表することになる（公認会計士法 34 の 10 の 4）。

今回の改正商法施行規則は、「指定証明」を導入する公認会計士法改正が 2004 年 4 月 1 日に施行されたことを受けて、監査手続の整備を図るものと考えられる。

4 . 施行日

改正商法施行規則の主要部分(本稿で紹介しなかった電子公告関連の改正も含む)の施行日は、**2005 年 2 月 1 日**とされている（附則 1）。

ただし、「1 . 営業報告書の記載事項」と「3 . 監査報告書の署名等」については、**公布日(2005 年 1 月 13 日)**から施行されている。

より厳密には、経過措置により次のような取扱いとなっている（附則 2）。

原則として、2004 年 4 月 1 日以後に開始する営業年度の決算期に関して作成すべき営業報告書・監査報告書について適用される。

ただし、公布日（2005 年 1 月 13 日）より前に終了した営業年度の決算期に関して作成すべき営業報告書・監査報告書については、なお従前の例による（つまり、改正前の規定に基づいて作成する）ことができる。

⁵ 2003 年の公認会計士法改正については、竹口圭輔「監査人による非監査証明業務の同時提供禁止へ～公認会計士法の改正法案」（2003 年 4 月 15 日付 DIR 制度調査部情報）参照。